

道路建設工事におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16~17	負傷者が現場作業道具を片付中、後退してきたバックホーキャタピラーに足甲部を轆かれ負傷した。	40	—
2	10~11	2tダンプにてコンクリートガラを処分場に排出中に後方アオリが外れ、直そうとしていたらアオリと荷台に左手親指を挟まれ左手親指の指先を欠損した。	59	1~9
3	7~8	土間コンクリート解体工事に着手する為、被災者は車庫にて0.15?級バックホウに取り付けるコンクリート解体用ブレーカーアタッチメント（100kg）を2tダンプトラックに積み込む作業をしていたとき、吊荷が荷台床より低い位置にあったため、ブレーカーを人力で持ち上げてブレーカーの先端を荷台に乗せた際、荷台とブレーカーの間に左手薬指を挟み負傷した。	43	1~9
3	16~17	現場材料等撤収時、溶接機を2tダンプ荷台に3人で積込中荷台が高い為、溶接機の底に手を入れ荷台に積み込んだ時、キャスターが付いていたが、手を奥に入れすぎ、キャスターより下に付いていたカバーとの間で指を挟み負傷した。	63	1~9
5	11~12	撤去作業現場（市道）において、1人で当該標識の撤去作業中、切断した支柱が倒れてきたので左手を出して受け止めようとしたところ、滑って受け止めきれなかった為、とっさに右手を出して支柱の根元を押さえたが押えることが出来ず、そのまま支柱と地面との間に右中指を挟んだ。倒れてきた支柱を無理に押さえようとしたための事故であり、当該主原因は本人の注意不足や安全意識欠如の他、被用者側からの安全教育（緊急時の退避等）不足等が考えられる。	43	10~29
		支障木をルートに従って伐採をし、約2.8mに掘削して道を造り、杉丸太で法面工を		

5	2~3	し、最終目的地まで施行していく際、最後の仕上として地均しをする。その際に1名が運搬車に土砂を積込み、現場へ持って行きダンプして下ろし、1名がその土砂を地均ししていくとき、なぜキャタピラの上に足を置いたか不明だが、キャビン運転席の下に巻き込まれた。	58	1 ~ 9
5	13~ 14	現場内にて、2tダンプトラックの荷台に積載した落蓋式横断側溝（250）を荷卸しのために吊り金具の調整を荷台の上で行っていた際に、それを手伝うために2tダンプトラックの側面より乗ろうとしていて、傾いていた側溝とボディの隙間に左手を掛けたときに吊り金具の調整を行っていた人の足が側溝に乗り、製品が動いて左手を挟んだ。	28	50 ~ 99
6	13~ 14	大型土のうの撤去作業中、バックホウで4tダンプに大型土のうを積み込み、バックホウの吊りフックを外した時に、斜路にエンジンを掛けたままの4tダンプが動き出し、バックホウのバケットが大型土のうに当たり、大型土のうがずれて、4tダンプのキャビン側のアオリと大型土のうに挟まれ被災した。	59	1 ~ 9
7	9~10	道路工事現場で路面切削作業中にバックホーで路面切削機の後方で舗装版を取り壊す作業中に後方確認をせずに、バックホーを後方に動かしてしまい、作業員の両足を轢いてしまった。右足の甲を骨折・左足は足首周辺を打撲させてしまった。	26	10 ~ 29
7	11~12	道幅2m程の道路で舗装工事をしていて道路にローラーをかけていた際に片側の壁に気をとられていて反対側の作業員に気がつかずまた作業員もローラーに背を向ける形で作業をしていて右足がローラーに踏まれてしまった。	21	30 ~ 49
7	13~14	道路改良工事現場においてU字構設置作業中。U字構の高さを調整するのに、労働者Aと各々U字構の上にサンギを置き、それを叩いて作業をしていたが、労働者AのサンギがU字構の上から、転がりそうになったので、止めようと手を出してしまい、左手中指、薬指を叩かれ負傷する。	44	1 ~ 9
7	12~13	道路の草刈り作業現場で、昼食を取るため、軽トラックの荷台に4人を乗せ、50メートルほどバックで移動した。停車しようとして減速した際に、荷台に乗っていた1名がバランスを崩して落下した。軽トラックの後輪で被災者に乗り上げ、巻き込む事故が発生した。	37	1 ~ 9
		取付道路の舗装作業中、A氏は、ガスバーナーで炙ってもらいながらのコテ作業中		

7	14～ 15	であったため、バーナーの音でバックホウの音に気付かなかった。B氏は、バックホウを使用し路盤の修正を開始し、後方確認を怠った。その結果、キャタピラでA氏の右足を巻き込んだ事故である。	37	1 ～ 9
7	11～ 12	高速道路にて、走行車線上の舗装完了後、バックホウについて合材をオペレーター1人、清掃員1人で清掃していた。清掃員は、草すきを右手で持ち清掃を行ったが、草すきで除去出来なかった合材を左手で取り除こうとした。しかし、オペレーターは、右手が離れたために清掃作業が完了したと思い込み、操作をしたため、ブームとバケットの接触部分に清掃員の指が挟まれ負傷した。	45	1 ～ 9
7	16～ 17	工事現場で、舗装版をバックホウを使って剥ぎ取り中、舗装版と水路に足を挟まれた。	43	10 ～ 29
7	10～ 11	ダンプトラックで砂を荷下ろしした後、後方部のあおりの角で手を挟み、左手薬指（第1～第3関節）を負傷し、数針縫う怪我を負った。	22	30 ～ 49
9	13～ 14	現場構内で、ダンプにユンボを乗せるために、30kgある歩板を架ける際に重さにたえきれず歩板と地面の間に右手の甲をはさみ、右中指末節骨開放骨折したものである。	52	10 ～ 29
10	16～ 17	自社置場において、軽量鋼矢板（2.5m）の積卸し作業の補助を荷台の上で行っていた時、吊り上げた荷が傾き、荷台と吊荷の間に足を挟まれた。	55	10 ～ 29
10	8～9	重機置き場で同僚とバックホウのバケットのメンテナンス作業中に、ピンが入りづらかったため、左手中指でピンを差し込む穴を確認した際バケットがずれ、左手中指を切断した。	57	10 ～ 29
11	17～ 18	自社残土置場より、処分場へ残土運搬業務終了後、自社洗車場に戻り、ダンプの荷台の上に乗って洗車作業を行っていた。荷台後部あおりに挟んであったストッパーを外そうとしたところ、左手が残った状態でストッパーを外してしまい、あおり部分が閉まり左手母指を挟んでしまった。事故後、すぐ病院にて受診し、開放骨折と診	55	1 ～ 9

		断された。		
11	14～ 15	現場においてU型側溝を180度回転させようと、バールで少し上げて木を入れたが、木の入りが浅かったため、もう少し木の中に入れようと再度バールで上げた時にバールが滑って外れ、U型側溝が落ちその衝撃で木も外れた。被災者は瞬間的に手を引いたが間に合わず、U型側溝と道路の間に右手中指を挟んで損傷した。	50	1 ～ 9
11	13～ 14	資材置場において、同社所有のブルドーザーが後方に動き出し、後方にいた被災者がこのブルドーザーと、駐車してあった4tユニックトラックに挟まれ死亡していた。	56	10 ～ 29
11	16～ 17	現場でL型擁壁（1250型二次製造）据付時（移動式クレーンにより吊り下げ時）に水系がずれていたため、系を修正しようと手を出した際、微妙に揺れていた吊荷と既設の構造物に右手を挟み負傷した。	66	1 ～ 9
12	14～15	仮設落石防護柵撤去中に、玉掛け作業員がバックホウの作業半径内に入って重機オペレーターと打ち合わせを行った後に、重機オペレーターと作業員の間で作業半径から離れたことに対して合図が明確になされておらず、重機オペレーターが重機を右旋回させたところ、重機本体と大型土のうの間に作業員の左下肢が挟まれ受傷した。	41	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html